

新旧対照表

(別紙2)

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第2節 課税価格の決定  (航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例) 4の6-1 法第4条の6第1項に規定する貨物で政令で定めることとされている貨物の範囲は、令第1条の12 <u>第2項</u> に定められているが、これらの条項に関する用語の意義は、次による。  ~(14) (省略)	第2節 課税価格の決定  (航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例) 4の6-1 法第4条の6第1項に規定する貨物で政令で定めることとされている貨物の範囲は、令第1条の12 <u>第2号</u> (( <u>航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例</u> ))に定められているが、これらの条項に関する用語の意義は、次による。  ~(14) (同左)
第8節 製造用原料品の減税又は免税  (製造工場の承認を行う税関官署) 13-3 法第13条第1項に規定する製造工場の承認に関する事務は、その製造工場の所在地を所轄する税関本關( <u>保税地域の監督を担当する部門</u> (以下「 <u>保税監督部門</u> 」という。))又は税関支署(保税事務を担当する部門)において行う。 なお、税関支署において製造工場の承認に関する事務を行う場合には、製造工場の新規承認の際に、本關に協議を行う。	第8節 製造用原料品の減税又は免税  (製造工場の承認を行う税関官署) 13-3 法第13条第1項(( <u>製造用原料品の減税又は免税</u> ))に規定する製造工場の承認に関する事務は、その製造工場の所在地を所轄する税関本關( <u>保税担当部門</u> )又は税関支署(保税事務を担当する部門)において行う。 なお、税関支署において製造工場の承認に関する事務を行う場合には、製造工場の新規承認の際に、本關に協議を行う。
(製造用原料品の輸入(減免税)手続) 13-11 製造用原料品の輸入(減免税)の手続については、次による。  (省略) 令第7条第1項に規定する書面は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品減免税明細書」(T-1100)とし、2通(原本、 <u>保税監督部門用</u> )(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。)を提出することを求めるものとする。この場合において、 <u>保税監督部門用</u> の免税明細書は、承認工場所轄税關の <u>保税監督部門</u> へ送付する。	(製造用原料品の輸入(減免税)手続) 13-11 製造用原料品の輸入(減免税)の手続については、次による。  (同左) 令第7条第1項(( <u>製造用原料品の減税又は免税の手続</u> ))に規定する書面は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品減免税明細書」(T-1100)とし、2通(原本、 <u>保税担当部門用</u> )(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。)を提出させる。この場合において、 <u>保税担当部門用</u> の免税明細書は、承認工場所轄税關の <u>保税担当部門</u> へ送付する。
輸入(減免税)製造用原料品の免税申請は、輸入(減免税)製造用原料品の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告。第	輸入(減免税)製造用原料品の免税申請は、輸入(減免税)製造用原料品の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告。第

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>11節、第12節及び第16節において同じ。)の際に、「輸入(納税)申告書」(C-5020)(特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書。以下この節、第12節、第16節及び第20節において同じ。)を通常の部数より1通多く提出して行わせ、税関においてこれを許可した(特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書の提出を受けた)ときは、輸入(納税)申告書1通に許可印(特例申告に係る指定貨物にあっては、審査印)を押なつして申告者へ交付し、他の1通を承認工場所轄税關の保税監督部門へ送付する。</p> <p>法第13条第3項の規定による担保は、輸入申告者の資力、信用等が確実と認められ、関税の徴収上支障がないと認められるときは、原則として提供を省略して差し支えないものとする。</p> <p>(製造工場における製造終了届等の取扱い)</p> <p>13-14 製造工場における「製造用原材料品・輸出貨物製造用原材料品による製造終了届」(T-1120)又は飼料製造工場における「飼料製造用原材料品による製造終了届」(T-1130)(以下いずれも「製造終了届」という。)の提出、製品の検査及び製品の搬出の手続は、次による。</p> <p>なお、製造終了届の様式については、製造作業の種類その他の事情により特に必要があると認めれる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式として差し支えない。</p> <p>第1種承認工場における取扱い</p> <p>イ 製品(製品とは、完成品をいい、半製品は含まない。以下同じ。)の製造終了の届出は、製造終了届2通(保税監督部門用、交付(製品検査書)用)を翌月の10日までに毎月分の製造の実績について承認工場所轄税關へ提出することを求めるものとする。</p> <p>また、前記13-7(協同組合に対する製造工場の承認)の規定により承認を受けた協同組合については、その協同組合に所属する個別の製造工場ごとの製造終了届を取りまとめて製品の製造終了の届出を提出することを求めるものとする。</p> <p>口～二(省略)</p> <p>第2種承認工場における取扱い</p>	<p>11節、第12節及び第16節において同じ。)の際に、「輸入(納税)申告書」(C-5020)(特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書。以下この節、第12節、第16節及び第20節において同じ。)を通常の部数より1通多く提出して行わせ、税関においてこれを許可した(特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書の提出を受けた)ときは、輸入(納税)申告書1通に許可印(特例申告に係る指定貨物にあっては、審査印)を押なつして申告者へ交付し、他の1通を承認工場所轄税關の保税担当部門へ送付する。</p> <p>法第13条第3項((担保の提供))の規定による担保は、輸入申告者の資力、信用等が確実と認められ、関税の徴収上支障がないと認められるときは、原則として提供を省略させるものとする。</p> <p>(製造工場における製造終了届等の取扱い)</p> <p>13-14 製造工場における「製造用原材料品・輸出貨物製造用原材料品による製造終了届」(T-1120)又は飼料製造工場における「飼料製造用原材料品による製造終了届」(T-1130)(以下いずれも「製造終了届」という。)の提出、製品の検査及び製品の搬出の手続は、次による。</p> <p>なお、製造終了届の様式については、製造作業の種類その他の事情により特に必要があると認めれる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式によらせるものとして差し支えない。</p> <p>第1種承認工場における取扱い</p> <p>イ 製品(製品とは、完成品をいい、半製品は含まない。以下同じ。)の製造終了の届出は、製造終了届2通(保税担当部門用、交付(製品検査書)用)を毎月分の製造の実績について翌月の10日までに承認工場所轄税關へ提出することにより行わせる。</p> <p>また、前記13-7(協同組合に対する製造工場の承認)の規定により承認を受けた協同組合については、その協同組合に所属する個別の製造工場ごとの製造終了届を取りまとめて製品の製造終了の届出を行わせる。</p> <p>口～二(同左)</p> <p>第2種承認工場における取扱い</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 製品の製造終了の届出は、原則として輸入（減免税）製造用原料品の全量の製造が終了したときに、製造終了届3通（<u>保税監督部門</u>用、検査手数料納付用、交付（製品検査書）用）を承認工場所轄税關へ提出することを求めるものとする。</p> <p>□～二（省略）</p> <p>（製造用原料品の用途外使用）</p> <p>13-15 法第13条第6項ただし書の規定による輸入（減免税）製造用原料品の用途外使用の手続については、次による。</p> <p>（省略）</p> <p>令第10条の規定による用途外使用の申請は、「用途外使用等承認申請書」（T-1140）2通（原本、交付（承認書）用）を輸入（減免税）製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税關（以下「蔵置場所所轄税關」という。）に提出することを求めることとし、税關においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税關と承認工場所轄税關とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に承認の旨を記載して承認工場所轄税關の<u>保税監督部門</u>へ送付する。</p>	<p>イ 製品の製造終了の届出は、原則として輸入（減免税）製造用原料品の全量の製造が終了したときに、製造終了届3通（<u>保税担当部門</u>用、検査手数料納付用、交付（製品検査書）用）を承認工場所轄税關へ提出することにより行わせる。</p> <p>□～二（同左）</p> <p>（製造用原料品の用途外使用）</p> <p>13-15 法第13条第6項ただし書の規定による輸入（減免税）製造用原料品の用途外使用の手続については、次による。</p> <p>（同左）</p> <p>令第10条の規定による用途外使用の申請は、「用途外使用等承認申請書」（T-1140）2通（原本、交付（承認書）用）を輸入（減免税）製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税關（以下「蔵置場所所轄税關」という。）に提出することにより行わせ、税關においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税關と承認工場所轄税關とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に承認の旨を記載して承認工場所轄税關の<u>保税担当部門</u>へ送付する。</p>
<p>（製造用原料品等の亡失又は滅却）</p> <p>13-17 輸入（減免税）の許可を受けた製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合及び滅却の場合の手続については、次による。</p> <p>令第11条第1項の手続の規定による亡失の届出は、「製造用原料品等の亡失届」（T-1150）2通（原本、交付用）に亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の災害等についての証明書1通を添付して、蔵置場所所轄税關に提出することを求めることがとし、税關において亡失の事実を確認したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。ただし、蔵置場所所轄税關と承認工場所轄税關とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に確認の旨を記載して承認工場所轄税關の貨物の取締りを担当する部門（以下「<u>保税取締部門</u>」</p>	<p>（製造用原料品等の亡失又は滅却）</p> <p>13-17 輸入（減免税）の許可を受けた製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合及び滅却の場合の手続については、次による。</p> <p>令第11条第1項（<u>（製造用原料品等の亡失の場合）</u>）の手続の規定による亡失の届出は、「製造用原料品等の亡失届」（T-1150）2通（原本、交付用）に亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の災害等についての証明書1通を添付して、蔵置場所所轄税關に提出することにより行わせ、税關において亡失の事実を確認したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。ただし、蔵置場所所轄税關と承認工場所轄税關とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に確認の旨を記載して承認工場所轄税關の<u>保税担当部門</u>へ送付</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>という。)へ送付する。</p> <p>令第11条第2項の規定による滅却の申請は、「製造用原材料等の滅却承認申請書」(T-1160)2通(原本、交付(承認書)用)を蔵置場所所轄税關に提出することを求めることとし、税關においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税關と承認工場所轄税關とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に承認の旨を記載して承認工場所轄税關の<u>保税取締部門</u>へ送付する。</p>	<p>する。</p> <p>令第11条第2項((製造用原材料等の滅却の場合の手続))の規定による滅却の申請は、「製造用原材料等の滅却承認申請書」(T-1160)2通(原本、交付(承認書)用)を蔵置場所所轄税關に提出することにより行わせ、税關においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税關と承認工場所轄税關とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に承認の旨を記載して承認工場所轄税關の<u>保税担当部門</u>へ送付する。</p>
<p>上記により製造用原材料等の滅却の承認を受けた申請者が承認に係る製造用原材料等を滅却するときは、原則として税關職員の立会いを要するものとする。</p>	<p>上記により製造用原材料等の滅却の承認を受けた申請者が承認に係る製造用原材料等を滅却するときは、原則として税關職員の立会いを要するものとする。</p>
<p>なお、この場合において、法第13条第8項の規定に基づく手数料令第8条第2項の手数料は、要しないので留意する。</p>	<p>なお、この場合において、法第13条第8項((製造工場の承認手数料))の規定に基づく手数料令第8条第2項((製造工場の承認手数料))の手数料は、要しないので留意する。</p>
<p>第16節 輸出貨物の製造用原材料の減税、免税又はもどし税</p>	<p>第16節 輸出貨物の製造用原材料の減税、免税又はもどし税</p>
<p>(指定製造工場の簡易手続)</p>	<p>(指定製造工場の簡易手続)</p>
<p>19-3 令第47条第1項の表の第1号から第7号までに掲げる輸入原材料及び同条第2項の表の各号に掲げる輸入原材料に係る製造工場に対する令第50条の2第1項の規定による製造工場の指定は、次による。</p>	<p>19-3 令第47条第1項((輸出貨物の製造用原材料の免税の範囲))の表の第1号から第7号までに掲げる輸入原材料及び同条第2項((輸出貨物の製造用原材料の減税の範囲))の表の各号に掲げる輸入原材料に係る製造工場に対する令第50条の2第1項((指定製造工場の簡易手続))の規定による製造工場の指定は、次による。</p>
<p>~ (省略)</p>	<p>~ (同左)</p>
<p>令第50条の2第1項の月ごとの報告は、原則として、「輸出貨物の製造用原材料による製造報告書」(T-1460)2通を指定製造工場を所轄する税關(保税監督部門)へ提出することを求めるものとする。</p>	<p>令第50条の2第1項の月ごとの報告は、原則として、「輸出貨物の製造用原材料による製造報告書」(T-1460)2通を指定製造工場を所轄する税關(保税担当部門)に提出させる。</p>
<p>なお、報告書の様式については、製造作業の種類その他の事情により必要があると認めたときは、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式で差し支えないものとする。</p>	<p>なお、報告書の様式については、製造作業の種類その他の事情により必要があると認めたときは、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式によらせて差し支えない。</p>
<p>また、上記の製造報告書には、当該製造報告書に記載された輸出貨物</p>	<p>また、上記の製造報告書には、当該製造報告書に記載された輸出貨物</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に係る輸出許可書（その写しを含む。以下同じ。）を添付することを求め、<u>保税監督部門においては、</u>製造報告書と輸出許可書とを照合の上、その輸出許可書に報告済の旨を朱記して返付する。</p> <p>おって、製品の製造が2以上の工場にわたって行われる場合には、輸出許可書は、最終製造工程の製造を行う工場を所轄する税關に製造報告書を提出する際に、これを提出することを求めるものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>(輸入原料品として税關長の承認を受けたものの取扱い)</p> <p>19 - 4 令第47条第1項の表第8号に係る輸入原料品等の取扱いについては、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>令第47条の2の規定による承認申請は、当該申請に係る輸入原料品の輸入申告の際又は当該輸入申告に先立って行うことを求めるものとし、その手続は、「輸出貨物製造用原料品の免税等に係る承認申請書(製造工場等の承認申請書兼用)」(T-1450)2通(輸入地を所轄する税關と製造工場を所轄する税關とが異なるときは、3通)を輸入(予定)地を所轄する税關の<u>保税監督部門</u>に提出することを求めることし、これを承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合において、輸入地を所轄する税關と製造工場を所轄する税關とが異なるときは、うち1通を当該申請に係る製造工場を所轄する税關に送付する。</p> <p>なお、令第47条の2に規定する「輸入地を所轄する税關長」とは、当該製造用原料品の輸入手続を行う場所を所轄する税關長を意味するものである。例えば、保税工場で製造された保税製品を輸出貨物の製造用原料品として使用するため、当該保税製品について免税の承認申請を行う場合には、当該保税製品の輸入手続を行う場所を所轄する税關長となるので、留意する。</p> <p>上記の申請に当たって、次に掲げる申請を必要とする場合には、上記(2)の申請書の該当欄に必要事項を記載して行うことを求めるものとする。</p>	<p>に係る輸出許可書（その写しを含む。以下同じ。）を添付させ、製造報告書と輸出許可書とを照合の上、その輸出許可書に報告済の旨を朱記して返付する。</p> <p>おって、製品の製造が2以上の工場にわたって行われる場合には、輸出許可書は、最終製造工程の製造を行う工場を所轄する税關に製造報告書を提出する際に、これを提出させる。</p> <p>及び (同左)</p> <p>(輸入原料品として税關長の承認を受けたものの取扱い)</p> <p>19 - 4 令第47条第1項の表第8号((<u>輸入原料品として税關長の承認を受けたもの</u>))に係る輸入原料品等の取扱いについては、次による。</p> <p>(同左)</p> <p>令第47条の2((<u>輸出貨物の製造用原料品の免税の承認の手続</u>))の規定による承認申請は、当該申請に係る輸入原料品の輸入申告の際又は当該輸入申告に先立って行わせるものとし、その手続は、「輸出貨物製造用原料品の免税等に係る承認申請書(製造工場等の承認申請書兼用)」(T-1450)2通(輸入地を所轄する税關と製造工場を所轄する税關とが異なるときは、3通)を輸入(予定)地を所轄する税關の<u>保税担当部門</u>に提出することにより行わせ、これを承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合において、輸入地を所轄する税關と製造工場を所轄する税關とが異なるときは、うち1通を当該申請に係る製造工場を所轄する税關に送付する。</p> <p>なお、令第47条の2に規定する「輸入地を所轄する税關長」とは、当該製造用原料品の輸入手続を行う場所を所轄する税關長を意味するものである。例えば、保税工場で製造された保税製品を輸出貨物の製造用原料品として使用するため、当該保税製品について免税の承認申請を行う場合には、当該保税製品の輸入手続を行う場所を所轄する税關長となるので、留意する。</p> <p>上記の申請に当たって、次に掲げる申請を必要とする場合には、上記(2)の申請書の該当欄に必要事項を記載して行わせる。</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 令第49条において準用する令第8条の製造用原料品と同種の他の原料品との混用の承認申請</p> <p>口 令第50条の規定による製造が終了した場合の届出及び検査の特例に関する承認申請</p> <p>(注) 令第47条第1項の表第8号の輸入原料品等についての承認は、製造歩留りが明らかであることを前提としているものであるので、製造終了の際の届出及び検査については、令第50条の特例の適用を受けるよう指導する。</p> <p>(省略) 申請に当たっては、必要に応じ製造歩留りに関する資料、製造工程に関する説明書を提出することを求めるものとする。 なお、令第6条の3第2項に規定する図面等の添付は原則として省略して差し支えないものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>第17節 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税 (内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の手続) 19の2 2 内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の取扱いについては、次による。 令第54条の2第1項又は第3項の規定による書面の提出は、「内貨原料品による製品に係る確認申請書」(T 1580) 2通の提出を求めるにより行う。</p> <p>法第19条の2第1項の適用を受けるため、輸出(積戻しを含む。以下同じ。)の確認を受けようとする者が関税法第61条の2第1項の規定により税關長が指定した保税工場の許可を受けた者である場合には、当該確認申請書は、原則として、輸出申告税關に提出することを求めるものとし、当該製品と同種の保税作業による製品を輸入すること</p>	<p>イ 令第49条((製造用原料品に関する規定の準用))において準用する令第8条((同種の原料品を混用する場合の手続))の製造用原料品と同種の他の原料品との混用の承認申請</p> <p>口 令第50条((輸出貨物製造用原料品の製造が終了した場合の届出及び検査の特例))の規定による製造が終了した場合の届出及び検査の特例に関する承認申請</p> <p>(注) 令第47条第1項の表第8号の輸入原料品等についての承認は、製造歩留りが明らかであることを前提としているものであるので、製造終了の際の届出及び検査については、令第50条の特例の適用を受けさせるよう指導する。</p> <p>(同左) 申請に当たっては、必要に応じ製造歩留りに関する資料、製造工程に関する説明書を提出させる。 なお、令第6条の3第2項((製造工場の承認申請手続))に規定する図面等の添付は原則として省略させる。</p> <p>及び (同左)</p> <p>第17節 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税 (内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の手続) 19の2 2 内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の取扱いについては、次による。 令第54条の2第1項((内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の手続))又は第3項((確認を受けようとする者が第1項に定める者以外の者である場合))の規定による書面の提出は、「内貨原料品による製品に係る確認申請書」(T 1580) 2通により行わせる。</p> <p>法第19条の2第1項((内貨原料品による製品を輸出した場合の免税))の適用を受けるため、輸出(積戻しを含む。以下同じ。)の確認を受けようとする者が関税法第61条の2第1項((指定保税工場の簡易手続))の規定により税關長が指定した保税工場の許可を受けた者である場合には、当該確認申請書は、原則として、輸出申告税關に提出</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>とした場合の原料課税の計算が関税法施行令第2条の2第2号が適用されるものである場合、その他保税工場の所在地を所轄する税關でなければ、使用原材料の確認が困難であると認められる場合における確認は、当該保税工場の所在地を所轄する税關に上記(1)の確認申請書を提出して行うことを求めるものとする。</p> <p>この場合における令第54条の2第1項に規定する通知は、指定保税工場の指定の際、指定書に付記して行う。</p> <p>法第19条の2第1項の規定の適用を受けて輸出する貨物が、次に掲げる場合に該当する場合の確認は、令第54条の2第3項の規定にかかわらず、輸出申告税關に確認申請書の提出を求めて行っても差し支えない。</p> <p>イ 石油製品で後記19の2~3の係数表を適用して計算される場合      □ 保税作業による製造歩留りは安定しているが、当該保税作業が間歇的に行われるため指定保税工場の指定を行っていない場合      ~ (省略)</p> <p>確認が終わった確認申請書は、当該確認申請に係る製品の輸出許可の際、確認申請書の「確認印」欄に輸出通關部門の審査印を押なつして、うち1通を確認書としてこれを申請者に交付する。ただし、令第54条の2第3項の規定により提出された確認申請書については、<u>保税取締部門</u>の受付印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>なお、この場合において、当該確認申請書に記載された事項が税關における確認の結果と異なる場合には、当該確認申請書の記載事項について所要の是正を行う。</p> <p>(注) <u>保税取締部門</u>において確認を行って交付した確認書については、輸出地税關で当該確認書に輸出済の記載を行う際、併せて輸出許可年月日の記載を行う。</p> <p>令第54条の2第2項又は第4項の規定による輸出済の旨の記載は、当該製品の船積み後、上記(7)により申請者に交付した確認書の「船積確認」の欄に船積確認印を押なつして行う。この場合において、その船積数量が当該確認書に記載された輸出貨物の一部である場合には、そ</p>	<p>して行わせ、当該製品と同種の保税作業による製品を輸入することとした場合の原料課税の計算が関税法施行令第2条の2第2号((価格あん分方式))が適用されるものである場合、その他保税工場の所在地を所轄する税關でなければ、使用原材料の確認が困難であると認められる場合における確認は、当該保税工場の所在地を所轄する税關に上記(1)の確認申請書を提出して行わせる。</p> <p>この場合における令第54条の2第1項に規定する通知は、指定保税工場の指定の際、指定書に付記して行う。</p> <p>法第19条の2第1項の規定の適用を受けて輸出する貨物が、次に掲げる場合に該当する場合の確認は、令第54条の2第3項の規定にかかわらず、輸出申告税關に確認申請書を提出させ行つても差し支えない。</p> <p>イ 石油製品で後記19の2~3の係数表を適用して計算される場合      □ 保税作業による製造歩留りは安定しているが、当該保税作業が間歇的に行われるため指定保税工場の指定を行つていない場合      ~ (同左)</p> <p>確認が終わった確認申請書は、当該確認申請に係る製品の輸出許可の際、確認申請書の「確認印」欄に輸出通關部門の審査印を押なつして、うち1通を確認書としてこれを申請者に交付する。ただし、令第54条の2第3項の規定により提出された確認申請書については、<u>保税担当部門</u>の受付印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>なお、この場合において、当該確認申請書に記載された事項が税關における確認の結果と異なる場合には、当該確認申請書の記載事項について所要の是正を行う。</p> <p>(注) <u>保税担当部門</u>において確認を行つて交付した確認書については、輸出地税關で当該確認書に輸出済の記載を行う際、併せて輸出許可年月日の記載を行う。</p> <p>令第54条の2第2項((輸出済の旨の記載))又は第4項((輸出済の旨の表示))の規定による輸出済の旨の記載は、当該製品の船積み後、上記(7)により申請者に交付した確認書の「船積確認」の欄に船積確認印を押なつして行う。この場合において、その船積数量が当該確認書</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
の数量を付記する。	に記載された輸出貨物の一部である場合には、その数量を付記する。